

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示 新旧対照表 目次

○学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）	1
○地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準（平成七年文部省告示第一百十二号）	2
○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）	5
○沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）	6
○学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）	8
○公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）	11
○学校教育法施行規則第五十五条等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第二十九号）	13
○学校教育法施行規則第五十五条の二等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第三十号）	15
○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）	18
○学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）	19

○学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p>	<p>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p>

○地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準（平成七年文部省告示第百十二号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等に係る基準）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項第八号の二の公立の幼稚園、同項第九号の公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築を要するものの改築</p> <p>次のいずれかに該当する建物の改築であること。</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>二 法第三条第一項第八号の二の公立の幼稚園、同項第九号の公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の特別支援学校のうち、地震防災上補強を要するものの補強</p> <p>文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める要補強建物判定基準に該当する建物の補強であること。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等に係る基準）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項第八号の二の公立の幼稚園、同項第九号の公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築を要するものの改築</p> <p>次のいずれかに該当する建物の改築であること。</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>二 法第三条第一項第八号の二の公立の幼稚園、同項第九号の公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は同項第十号の公立の特別支援学校のうち、地震防災上補強を要するものの補強</p> <p>文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める要補強建物判定基準に該当する建物の補強であること。</p> <p>三・四 (略)</p>

(国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る基準)

第二条 法第四条第一項に規定する国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 法別表第一の公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎のうち、文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める値に満たないもので、補強が困難なことにつき文部科学大臣の定めるやむを得ない理由があるものの改築であること。

二 法別表第一の公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強(次号に掲げるものを除く。)

公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のもののうち、前条第二号に該当するものの補強で、文部科学大臣の定める方法により診断した当該補強後の耐震性能が、文部科学大臣の定める必要補強基準を満たすこと。

三 法別表第一の公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学

(国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る基準)

第二条 法第四条第一項に規定する国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 法別表第一の公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎のうち、文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める値に満たないもので、補強が困難なことにつき文部科学大臣の定めるやむを得ない理由があるものの改築であること。

二 法別表第一の公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強(次号に掲げるものを除く。)

公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものうち、前条第二号に該当するものの補強で、文部科学大臣の定める方法により診断した当該補強後の耐震性能が、文部科学大臣の定める必要補強基準を満たすこと。

三 法別表第一の公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内

部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚園部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎のうち、文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める値に満たないものの補強で、文部科学大臣の定める方法により診断した当該補強後の耐震性能が、文部科学大臣の定める必要補強基準を満たすこと。

四 (略)

第四条 法第六条の二第一項ただし書に規定する公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚園部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、耐震診断を行う必要がないものとして文部科学大臣の定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚園部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎のうち、文部科学大臣の定める方法により診断した耐震性能が、文部科学大臣の定める値に満たないものの補強で、文部科学大臣の定める方法により診断した当該補強後の耐震性能が、文部科学大臣の定める必要補強基準を満たすこと。

四 (略)

第四条 法第六条の二第一項ただし書に規定する公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚園部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、耐震診断を行う必要がないものとして文部科学大臣の定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

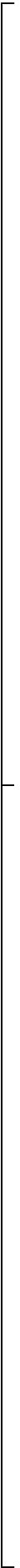
○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）</p> <p>第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。</p>	<p>（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）</p> <p>第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。</p>

○沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定により、沖縄県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、又は幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六百六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第一号を除き、以下同じ。）又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成二十七年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定により、沖縄県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、又は幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六百六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第一号を除き、以下同じ。）又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成二十七年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>一〇五（略）</p>



○学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条（同令第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第八十六条（同令第八十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。</p> <p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第四号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校において、疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十六条の三（同令第五十五条及び第六十五条の五第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十七条の四（同令第六十五条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。</p> <p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校において、疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有す</p>

入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七十七条、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第七十四条の三、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項）又は第七十四条の規定

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指

るが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七十七条、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条）又は第七十四条の規定

（新設）

導要領の規定

四・五
(略)

三・四
(略)

改正案	現行
<p>二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>公立の義務教育諸学校等施設については、耐震性の確保など安全性の向上はもとより、老朽施設の機能改善を図りつつ、教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする新エネルギーの導入、教育の情報化等の様々な社会的要請、地球温暖化等の自然的要因を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。</p> <p>また、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等が不足したり、公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合には、新増築整備により、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図る必要がある。</p> <p>さらに、児童生徒の学校教育活動の充実や、地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の他の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進する必要がある。</p>	<p>二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>公立の義務教育諸学校等施設については、耐震性の確保など安全性の向上はもとより、老朽施設の機能改善を図りつつ、教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする新エネルギーの導入、教育の情報化等の様々な社会的要請、地球温暖化等の自然的要因を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。</p> <p>また、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、公立の小学校、中学校及び特別支援学校の教室等が不足したり、公立の小学校及び中学校を適正な規模にするために統合する場合には、新増築整備により、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図る必要がある。</p> <p>さらに、児童生徒の学校教育活動の充実や、地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の他の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進する必要がある。</p>

4 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) ～ (三) (略)

(四) スポーツ施設については、地域におけるスポーツ環境の整備や児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要である。

5

(略)

4 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) ～ (三) (略)

(四) スポーツ施設については、地域におけるスポーツ環境の整備や児童生徒の体力の低下等の問題、中学校において必修化されることとなった武道の安全かつ円滑な実施に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要である。

5

(略)

○学校教育法施行規則第五十五条等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる件（平成二十年文部科学省告示第二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条（同令第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十五条（同令第八十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができるように定める。</p> <p>なお、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）は廃止する。</p> <p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると認めて、研究開発を行う学校として当該小学校等を指定する場合とする。</p> <p>この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条（同令第七十九条及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十五条（同令第八十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができるように定める。</p> <p>なお、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）は廃止する。</p> <p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると認めて、研究開発を行う学校として当該小学校等を指定する場合とする。この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p>

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七十七条、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第七十四条の三、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項）又は第七十四条の規定

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

四（六）（略）

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七十七条、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条）又は第七十四条の規定

（新設）

三（五）（略）

○学校教育法施行規則第五十五条の二等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第三十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条の二（同令第七十九条、第七十九条の六及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十五条の二（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の二の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。</p> <p>1 次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定の一部又は全部によらないで特別の教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）において、当該小学校等又は当該小学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（以下この項及び次項において単に「特別の教育課程」という。）を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条の二（同令第七十九条及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十五条の二（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の二の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。</p> <p>1 次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定の一部又は全部によらないで特別の教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）において、当該小学校等又は当該小学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（以下この項及び次項において単に「特別の教育課程」という。）を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされている</p>

がなされているものとして次項に定める基準を満たしていると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七条、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第七十四条の三、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項）又は第七十四条の規定

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

四（略）

ものとして次項に定める基準を満たしていると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十七条において準用する同令第一百七条、同令第七十五条第二項に規定する連携型中学校にあつては同令第七十六条）又は第七十四条の規定

（新設）

三（略）

<p>2 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(1) 本基準は、教科用図書検定規則第三条の規定に基づき、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用される義務教育諸学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(1) 本基準は、教科用図書検定規則第三条の規定に基づき、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用される義務教育諸学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p>

○学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>小学校、<u>中学校、義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）<u>第五十六条の二（規則第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。</u></p> <p>1・2 （略）</p>	<p>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）<u>第五十六条の二（規則第七十九条及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。</u></p> <p>1・2 （略）</p>